

## 介護保険法に基づく指定訪問介護事業所が障害者自立支援法に基づく居宅介護を行う場合の取扱いについて

厚生労働省からの事務連絡（介護保険最新情報 Vol.22）により、指定訪問介護事業所の指定更新時及び運営時の取扱いについて、以下のとおり整理が図られましたのでお知らせします。

なお、指定訪問介護事業所の新規指定時においては従来からの取扱いのとおりですので、十分御注意ください。

### ○人員基準の取扱い

- ▶ **指定訪問介護事業所が、介護保険法上の指定を受けていることをもって指定を受けた指定居宅介護を同一事業所で一体的に事業を運営している場合に限り、下記のとおりに取り扱う。**

	基準省令	H19.10.25事務連絡
訪問介護員	指定訪問介護事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は常勤換算方法で2.5名以上とする。	以下の要件を満たした上で、指定居宅介護に従事した時間も算入して差し支えない。 ①介護保険の被保険者に対してサービスを提供していること ②人員に余力がある場合に限ること（※）
サービス提供責任者	指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。	指定居宅介護のサービス提供責任者と兼務することは差し支えない。

※ 指定訪問介護の提供に当たる訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5に満たない場合、指定居宅介護の提供を行うことにより、指定訪問介護の提供ができないことは、提供拒否の正当な理由に該当しない。

※ 障害者自立支援法による指定居宅介護の指定を受けた事業者が、介護保険法による指定訪問介護の新規指定を受ける際には、当該取扱いは適用されませんのでご注意ください。

担 当	介護保険事業室 事業担当
TEL	075-414-4672
FAX	075-414-4572